

## 平成15年度農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会 報告書の概要（農村整備事業の見直しについて）

### 農村整備事業の役割と理念の変遷

- ・ 農村整備事業は、昭和47年に「都市と農村の生活環境格差の是正」を目指して事業を開始。農地、農業用施設、集落が一体不可分となって構成される農村において生産条件と生活環境の両方の改善を図るもの。
- ・ その後、社会的状況の変化や時代の要請を踏まえ、「農村の持つ多様な魅力を活用した地域づくり」の視点も加味され、最近では、自然豊かな美しい農村に対する国民の関心の高まり等にも対応して「都市住民に開かれた国民共通の財産としての美しいむらづくり」を目標として展開。

### 農村整備事業の政策的位置付けと課題

- ・ 長い歴史の中で、人々の農業や暮らしの営みによって築きあげられた景観、自然環境、伝統・文化などの農村の風土は、日本人の原風景として国民共通の財産。
- ・ しかしながら、近年の過疎化、高齢化、混住化の進展により、農村のコミュニティ機能が低下。この結果、これまで農村の住民が担ってきた様々な地域資源（農地・水など）の維持管理上の問題が発生するなど、新たな課題が発生。

### 農村整備事業の施策の展開方向

- ・ 以上の課題を踏まえ、次のような施策を展開しており、その方向に沿って農村整備事業を推進していく必要。

地域の個性ある美しいむらづくりの推進  
自然環境保全・再生の取組みの推進  
農村の特性を活かした快適な暮らしの確保  
資源循環型社会の実現（バイオマスの利活用）  
市町村合併の支援と力強い地域づくりの促進

## 農村整備事業の効率的実施に向けた見直しの方針

### 1. 基本的考え方

- ・ 農地・水や農業施設の利用・管理、集落維持活動などは、担い手農家だけではなく、兼業農家、土地持ち非農家、活動に参加する住民等、様々な人々が担っているもの。
- ・ このため、地域が主体的に、構想段階から多様な主体の参画も得て、その地域の農業・農村の特性を踏まえた農村振興のビジョンを作成し、農村整備を進めることが重要。

### 2. 地方の裁量の一層の拡大

- ・ 農村整備事業においては、地方の裁量の幅を広げ、地域の創意工夫を発揮するための統合補助金化を進めてきた。今後とも、地域が使いやすい事業となるよう検討していくことが必要。

### 3. 国の役割の重点化を踏まえた整備対象工種の整理・統合等の対応

- ・ 国と地方の役割の見直しの中で、地域に委ねられるものは委ねることとする一方、 の展開方向に沿った、国として取り組むべき施策は重点的に推進。
- ・ このため、農村生活環境整備に係る対象工種の整理・統合と新規採択事業費規模の引き上げを検討することが必要。

### 4. 効果発現に向けた関係者の取組みの強化

- ・ 農村整備事業を効率的に実施するためには、効果の波及と継続性の視点が必要。
- ・ このため、整備構想の策定段階からの住民参加の仕組みと事業実施後における地域住民活動の継続に向けた体制の整備が重要。

（例えば、地方公共団体の職員や地域関係者に対する研修、NPOの活動やワークショップ等の支援、直営施工を導入して住民自らの手で行う地域づくりを行うための支援など）